

佐賀県工業等振興条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

◎佐賀県条例第十四号

佐賀県知事 古川 康

佐賀県工業等振興条例の一部を改正する条例

佐賀県工業等振興条例（昭和四十八年佐賀県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、課税の免除」を削る。

第二条を次のように改める。

（定義）

第二条 この条例において、「工場等」とは、製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業の用に供する施設をいう。

第五条から第七条までを削り、第八条を第五条とし、第九条を削り、第十条を第六条とする。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の佐賀県工業等振興条例（以下「旧条例」という。）

第二条第二号に規定する工業等導入地区内において、旧条例第五条第一項第一号に規定する設備を平成二十一年十二月三十一日以前に新設し、若しくは増設した者に対して課する事業税、同項第二号に規定する家屋及びその敷地である土地の同日以前の取得に対して課する不動産取得税又は同項第三号に規定する償却資産を同日以前に取得した者に対して課する固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

（原子力発電施設等立地地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正）

3 原子力発電施設等立地地域における県税の不均一課税に関する条例（平成十五年佐賀県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「佐賀県工業等振興条例（昭和四十八年佐賀県条例第十五号）第五条第一項、」を削る。

（半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正）

4 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例（平成十七

年佐賀県条例第五十七号) の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「佐賀県工業等振興条例（昭和四十八年佐賀県条例第十五号）第五条第一項、「を削る。

佐賀県工業等振興条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

(目的) 改 正 後	(目的) 改 正 前
<p><b>第一条</b> この条例は、生活環境及び自然環境の保全に配慮しつつ、県内に工場等を新設し、又は増設する者に対し、便宜の供与等を行うことにより、工業等の導入を促進し、もつて本県経済の健全な発展を図ることを目的とする。</p> <p><b>(定義)</b></p> <p><b>第二条</b> この条例において、「工場等」とは、製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業の用に供する施設をいう。</p>	<p><b>第一条</b> この条例は、生活環境及び自然環境の保全に配慮しつつ、県内に工場等を新設し、又は増設する者に対し、便宜の供与、課税の免除等を行うことにより、工業等の導入を促進し、もつて本県経済の健全な発展を図ることを目的とする。</p> <p><b>(定義)</b></p> <p><b>第二条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 工場等 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業の用に供する施設をいう。</p> <p>二 工業等導入地区 農村地域工業等導入促進法第十条の地区等を定める省令（昭和六十三年自治省令第二十六号）第一条第一項の規定により指定された地区をいう。</p> <p><b>(県税の課税免除)</b></p> <p><b>第五条</b> 知事は、工業等導入地区において、次の各号に規定する設備を新設し、又は増設した者に対し、次の各号に掲げる県税につき当該各号に定める税額の課税を免除することができる。</p> <p>一 事業税 製造の事業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業の用に供する設備のうち農村地域工業等導入促進法第十条の地区等を定める省令第二条に規定する工業等の用に供する設備である設備（以下「対象設備」という。）で、これを構成する減価償却資産のうちに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十二条第一項又は第四十五条第一項の規定の適用を受ける設備（展示場用の建</p>

	改 正 前	改 正 後
2	<p>前項の規定により課税を免除する期間は、事業税にあつては当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度の所得金額又は収入金額に対して課すべきこととなる年度以後引続き三年度と、固定資産税にあつては市町が最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後引続き三年度と</p>	<p>物及び当該建物に係る償却資産を除く。)を含むものを事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度に係る所得金額又は収入金額(事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該設備に係るものとして、農村地域工業等導入促進法第十条の地区等を定める省令で定めるところにより計算した額に対して課する税額</p>
三	<p>固定資産税 対象設備(倉庫業の用に供するものを除く。)を構成する償却資産で租税特別措置法第十二条第一項又は第四十五条第一項の規定の適用を受けるもの(展示場用の建物に係る償却資産を除く。)で、前号の実施計画が定められた日以後において取得したものに対して課する税額</p>	<p>二 不動産取得税 対象設備を構成する家屋で同法第十二条第一項又は第四十五条第一項の規定の適用を受けるもの(展示場用の建物を除く。)及びその敷地である土地の取得(農村地域工業等導入促進法(昭和四十六年法律第二百二十二号)第五条第一項又は第二項の実施計画が定められた日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する税額</p>

	改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（課税免除の申請）</p> <p>第六条 前条の規定により課税の免除を受けようとする者は、毎年度知事が別に定める期限までに申請書を知事に提出しなければならない。</p>	<p>する。</p> <p style="text-align: center;">（課税免除の適用除外）</p> <p>第七条 知事は、第五条第一項の規定による課税の免除を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による課税の免除はしないものとする。</p> <p>一大気汚染防止法（昭和四十三年法律第 九十七号）、水質汚濁防止法（昭和四十五 年法律第百三十八号）、佐賀県環境の保 全と創造に関する条例（平成十四年佐賀 県条例第四十八号）等の公害防止に関す る法令に違反した場合において、当該工 場等の設備の改善その他公害の防止のた めに必要な措置を講ずべきことを監督行 政府から命ぜられたにもかかわらず、こ れに従わないとき。</p> <p>二 当該課税の免除の申請に係る工場等の 設置に関し、県又は市町と締結した契約、 協定等に違反した場合において、県又は 市町からその履行を求められたにもかか わらず、その履行をしないとき。</p>	<p>第五条 略</p> <p>第八条 略</p> <p>（佐賀県行政手続条例の適用除外）</p> <p>第九条 佐賀県行政手続条例（平成七年佐賀 県条例第二十八号）第三条に定めるものの ほか、この条例又はこの条例に基づく規則 の規定による処分その他公権力の行使に當 たる行為については、佐賀県行政手続条例</p>

改 正 後	改 正 前
	<p>第二章及び第三章の規定は、適用しない。</p> <p>2 佐賀県行政手続条例第三条又は第三十四条第三項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第二条第六号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第三十四条第二項及び第三十五条の規定は、適用しない。</p>
第六条 略	第十条 略

附則第三項（原子力発電施設等立地地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正）に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第二条 略</p> <p>2 この条例において「特定設備」とは、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第十条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成十三年総務省令第五十四号。以下「省令」という。）第一条第一項第一号に規定する製造業等の用に供する設備を構成する減価償却資産のうち同条第二項に規定する対象設備（以下単に「対象設備」という。）を含むもので、過疎地域における県税の課税免除に関する条例（平成十二年佐賀県条例第二十五号）第三条第一項又は離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例（平成十五年佐賀県条例第三十号）第三条第一項の規定の適用を受けるもの以外のものをいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 略</p> <p>2 この条例において「特定設備」とは、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第十条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成十三年総務省令第五十四号。以下「省令」という。）第一条第一項第一号に規定する製造業等の用に供する設備を構成する減価償却資産のうち同条第二項に規定する対象設備（以下単に「対象設備」という。）を含むもので、佐賀県工業等振興条例（昭和四十八年佐賀県条例第十五号）第五条第一項、過疎地域における県税の課税免除に関する条例（平成十二年佐賀県条例第二十五号）第三条第一項又は離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例（平成十五年佐賀県条例第三十号）第三条第一項の規定の適用を受けるもの以外のものをいう。</p>

附則第四項(半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表

(定義)	改正後	(定義)	改正前
第二条 略		第二条 略	
2 この条例において「特別償却設備」とは、半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成七年自治省令第十六号。以下「省令」という。)第一条第一号に規定する特別償却設備のうち、過疎地域における県税の課税免除に関する条例(平成十二年佐賀県条例第二十五号)第三条第一項又は離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例(平成十五年佐賀県条例第三十号)第三条第一項の規定の適用を受けるもの以外のものをいう。		2 この条例において「特別償却設備」とは、半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成七年自治省令第十六号。以下「省令」という。)第一条第一号に規定する特別償却設備のうち、佐賀県工業等振興条例(昭和四十八年佐賀県条例第十五号)第五条第一項、過疎地域における県税の課税免除に関する条例(平成十二年佐賀県条例第二十五号)第三条第一項又は離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例(平成十五年佐賀県条例第三十号)第三条第一項の規定の適用を受けるもの以外のものをいう。	